

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年10月19日開催 日本貸金業協会]

## 1. マネロン対策等に係る広報について

- 金融機関が継続的顧客管理を適切に実施していくためには、一般利用者の理解と協力が不可欠であることから、金融庁においては、各業界団体との連名チラシの作成や、政府広報、オンライン広告の配信等を通じて、積極的に情報発信を行っている。
- 2022年3月にオンライン広告を配信し、金融庁ウェブサイトへのアクセスが増加するなど効果を確認できたため、9月15日から再度、オンライン広告を実施しているので、是非ご覧いただきたい。

## 2. マネロン対策等に関する半期フォローアップアンケートについて

- 各金融機関で進められているマネロンリスク管理態勢の整備状況について確認するため、昨年同様、各金融機関にフォローアップアンケートを送付した。
- 2024年3月末までの態勢整備の期限まで残り約1年半となっている。金融庁としては、各金融機関の取組状況を適切に把握したいと考えており、9月末時点の態勢整備状況について、回答いただきたい。

## 3. 成年年齢引下げについて

- 2022年4月、成年年齢が18歳に引き下げられた。成年年齢の引下げは、18歳、19歳の若年者の自己決定権を尊重し、その積極的な社会参加を促すことになると考えられる一方で、若年者が返済能力を超えた借入れを行い、過大な債務を負うことも懸念されている。

- このような中、日本貸金業協会におかれては、金融庁とも連携していただきつつ、
  - ・ 2022年2月、若年者への貸付けについてはより丁寧な返済能力調査を行うための自主ガイドラインを策定するとともに、
  - ・ 自主ガイドラインの遵守状況を確認するための監査を実施するなど、適切な対応に尽力いただいております、感謝申し上げます。
- 金融庁においても、監督・検査を通じて自主ガイドラインの遵守状況等をモニタリングしており、足元においては、若年者への貸付を行う貸金業者は限られていること、関連する苦情は特段確認されていないことを把握している。
- 金融庁としては、若年者への貸付実績の積み上がり等を踏まえ、引き続き、監督・検査を通じたモニタリングを適切に実施していく必要があると考えている。日本貸金業協会におかれては、引き続き、金融庁と連携・協力していただきたい。

#### 4. 利息制限法上限金利を超えた契約締結について

- 貸金業者を監督する中で、一部の事業者において、債務者と利息制限法の上限金利を超えた契約を締結していた事例が確認された。
- 内容としては、同一債務者に対して重ねて貸付を行う場合、利息制限法第5条に基づき、既契約の貸付残元本を含めた元本合計額を基準として上限金利の設定管理を行う必要があったにもかかわらず、契約単位での貸付元本のみを基準として上限金利の設定管理を行っていたもの。
- 利息制限法に規定する金額を超える利息の契約締結や受領、又はその支払を要求してはならないことは、貸金業を営む上で、基本的な内容であると考えている。
- このため、各事業者におかれては、既に提供している商品やサービスが各種法令に照らして問題ないか改めて確認していただくとともに、新たな商品

やサービスの提供に際し、法制面等から事前にチェックを行う態勢が整備されているか、という観点でも確認いただきたい。

#### 5. マイナンバーカード取得に向けた取組みについて

- マイナンバーカードの取得と利活用の促進について、業界におかれては、様々な協力をいただいているところであり、改めて感謝申し上げます。
- マイナンバーカードの取得促進については、前回5月に実施した貸金業会との意見交換会でも伝達したところではあるが、9月29日に開催された「マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に関する関係府省庁会議」でデジタル庁から示された資料によれば、「貸金業」における取得率は、全98業種のうち64位となっており、下位3分の1に極めて近い状況。
- 他業種における取得率も上昇しているところ、金融庁もあらゆる機会を通じて各事業者に対し、協力を要請する予定だが、金融関係の他業態においては、従業員の取得促進のために、例えば、
  - ・ 健康保険証利用や公金受取口座登録等、マイナンバーカードの利便性を伝えるとともに、マイナポイント事業第2弾開始によるメリットなどを訴求の上、積極的な取得を依頼する全従業員向けの連絡文書を発出するなど、社内周知を徹底、
  - ・ 従業員の住所管轄内のマイナンバーカード申請場所、休日・出張窓口等の情報提供の実施、
  - ・ マイナンバーカード取得のメリットの社内周知や、入社時における取得に係る周知など、従業員に対する理解の醸成、といった取組みを行っているところもある。
- 日本貸金業協会におかれては、他業態の取組み事例も参考にしつつ、取得率向上に向けて引続き尽力いただきたい。

## 6. 2022 事務年度金融行政方針の公表について

- 2022 年 8 月 31 日、2022 事務年度の金融行政方針を公表した。これは、毎年、事務年度のはじめに、金融庁として進める施策の方向性を明らかにするもの。
- 本方針についても、これまで同様、これを材料として、様々な対話を活発にしていきたいと考えている。もし、本方針について説明してほしい、あるいは、本方針のこのテーマを議論したいといったニーズがあれば、声をかけていただきたい。
- 本方針の内容は、3 本柱で構成しており、
  - ・ 第一に、コロナやロシアのウクライナ侵略の影響により先行きが不透明となる中、金融機関による事業者支援の取組みやそのための能力向上を後押し、事業全体に対する担保制度等の環境整備を行うとともに、利用者目線に立った金融サービスの普及や金融機関の経営基盤の強化を促していくこと、
  - ・ 第二に、気候変動問題への対応、デジタル社会の実現、スタートアップ支援といった様々な社会課題解決を新たな成長へと繋げるために金融面での環境整備を行うとともに、年末に「資産所得倍増プラン」を策定することも踏まえ、「貯蓄から投資」へのシフトを進め、成長の果実が国民に広く還元される好循環を実現する施策を検討・実施すること、
  - ・ 第三に、内外の環境が大きく変化する中、職員の能力・資質の向上を図るとともに、国内外に対する政策発信力を強化すること、などを盛り込んだ。
- 金融庁としては、引き続き、企業・経済の持続的な成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大を目指し、こうした重点課題にしっかりと取り組んでいきたい。

(以 上)